

平成26年10月31日開会

平成26年10月31日閉会

平成26年第5回鳥取県西部広域 行政管理組合議会定例会会議録

鳥取県西部広域行政管理組合議会

平成26年第5回 鳥取県西部広域 行政管理組合議会定例会会議録

~~~~~

## 議事日程

平成26年10月31日 午後2時開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 議案第21号 鳥取県西部広域行政管理組合営うなばら荘の指定管理者  
の指定について  
議案第22号 平成25年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計の決  
算認定について

第 4 組合事務一般に対する質問

第 5 議案第21号～議案第22号（質疑・委員会付託・採決）

~~~~~

本日の会議に付した事件

議事日程第1～第5

~~~~~

## 出席議員（16人）

|    |         |    |         |    |         |
|----|---------|----|---------|----|---------|
| 1番 | 尾 沢 三 夫 | 2番 | 渡 辺 穰 爾 | 3番 | 安 達 卓 是 |
| 4番 | 中 田 利 幸 | 5番 | 今 城 雅 子 | 6番 | 国 頭 靖   |

|     |      |     |      |     |       |
|-----|------|-----|------|-----|-------|
| 7番  | 遠藤通  | 8番  | 米村一三 | 9番  | 平松謙治  |
| 10番 | 橋井満義 | 11番 | 野口俊明 | 12番 | 青砥日出夫 |
| 13番 | 細田栄  | 14番 | 村上正広 | 15番 | 佐々木秀明 |
| 16番 | 川上富夫 |     |      |     |       |

~~~~~

欠席議員（ 0人）

~~~~~

説明のため出席した者

|              |        |      |            |      |      |
|--------------|--------|------|------------|------|------|
| 管理者          | 米子市長   | 野坂康夫 | 副管理者       | 境港市長 | 中村勝治 |
| 副管理者         | 日吉津村長  | 石操   | 〃          | 大山町長 | 森田増範 |
| 〃            | 南部町長   | 坂本昭文 | 〃          | 伯耆町長 | 森安保  |
| 〃            | 日野町長   | 景山享弘 | 〃          | 江府町長 | 竹内敏朗 |
| 〃            | 米子市副市長 | 角博明  |            |      |      |
| 事務局長         |        | 足立信二 | 消防局長       |      | 武本和之 |
| 事務局次長兼総務課長   |        | 神庭千秋 | 消防局次長兼総務課長 |      | 木山文也 |
| 事務局次長兼環境資源課長 |        | 安藤諭  | 事務局施設工事課長  |      | 西田隆志 |
| 事務局総務課入札財政係長 |        | 林原昭夫 |            |      |      |

~~~~~

事務局の職員

~~~~~

午後2時00分 開 会

○議長（渡辺穰爾） こんにちは。これより、平成26年第5回鳥取県西部広域行政管理組合議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

~~~~~

諸 般 の 報 告

○議長（渡辺穰爾） 日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

地方自治法第292条において準用する同法第121条の規定により、本日の会議に説明のため、出席を求めた者の職氏名は、お手元の報告書のとおりでありますので、ご了承ください。

次に、監査委員から報告がありました例月出納検査の結果につきましては、お手元にその写しを配布しておりますのでご了承ください。

なお、本日の議事日程は、お手元に配布しております日程書のとおり行いたいと思います。

次に、議会閉会中に、組合議会委員会条例第5条第2項の規定により、議会運営委員及び各常任委員の選任を行いましたので、ご報告をいたします。

まず、議会運営委員につきましては、1番 尾沢議員、7番 遠藤議員、9番 平松議員、10番 橋井議員、15番 佐々木議員、以上5名の議員を指名し、選任いたしました。

次に、総務消防教育常任委員につきましては、3番 安達議員、6番 国頭議員、7番 遠藤議員、8番 米村議員、10番 橋井議員、11番 野口議員、12番 青砥議員、14番 村上議員、以上8名の議員を指名し、選任いたしました。

次に、民生環境常任委員につきましては、1番 尾沢議員、2番 渡辺穰爾、4番 中田議員、5番 今城議員、9番 平松議員、13番 細田議員、15番 佐々木議員、16番 川上議員、以上8名の議員を指名し、選任いたしました。

また、本日、議会開会前に開催されました議会運営委員会におきまして、正副委員長互選が行われました結果、委員長に遠藤議員、副委員長に橋井議員が決定した旨の届

出がありましたので、ご報告をいたします。

~~~~~

### 第1 会議録署名議員の指名

○議長（渡辺穰爾） それでは、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、組合議会会議規則第54条の規定により、8番 米村議員及び14番村上議員を指名いたします。

~~~~~

第2 会期の決定

○議長（渡辺穰爾） 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日1日限りといたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺穰爾） ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日と決定いたしました。

~~~~~

### 第3 議案第21号～議案第22号

○議長（渡辺穰爾） 次に、日程第3、議案第21号及び議案第22号の2件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○管理者（野坂康夫） 議長。

○議長（渡辺穰爾） 野坂管理者。

○管理者（野坂康夫）（登壇） ただ今、一括ご上程をいただきました議案第21号から議案第22号について、ご説明を申し上げます。

まず、議案第21号は、平成27年3月31日で指定期間が満了となります、鳥取県西部広域行政管理組合営うなばら荘の指定管理者の指定について、お願いをするものでございまして、指定管理者は、公募選定によらず、特定の法人を指定管理者候補者として選定するものとしたしまして、一般財団法人 うなばら福祉事業団を指定管理者候補者とする案を、指定管理者候補者選定委員会に諮問いたしました。

指定管理者候補者選定委員会におきましては、組合が諮問いたしました指定管理者候補者が、うなばら荘の管理を適正に行うことができるものであるかどうかについて、調査、審議が行われ、一般財団法人 うなばら福祉事業団を、指定管理者の候補者とすることが適当として、答申がなされたところでございます。

その結果、本組合といたしましては、この指定管理者候補者選定委員会の答申を踏まえ、一般財団法人 うなばら福祉事業団を、うなばら荘指定管理者として指定しようとするものでございます。

指定の期間につきましては、平成27年4月1日から平成32年3月31日までといたしております。

次に、議案第22号は、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、平成25年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計の決算認定についてご承認をお願いするものでございまして、去る8月29日に、村山、尾沢両監査委員の審査をいただきましたので、その意見書を付し、認定をお願いするものでございます。

詳細につきましては、決算書及び決算説明書をご参照いただき、説明は省略させていただきますので、ご了承を賜りたいと存じます。

以上、各議案につきまして、ご説明を申し上げましたが、よろしくご審議をいただき、ご賛同を賜りますよう、お願いを申し上げます。

~~~~~

第4 組合事務一般に対する質問

○議長（渡辺穰爾） それでは、日程第4、組合事務一般に対する質問を行います。

質問の通告がありますので、発言を許します。

平松議員。

○9番（平松謙治） 境港市選出議員の平松謙治です。定例議会にあたり質問をさせていただきます。

質問は1点、うなばら荘についてであります。うなばら荘は、本定例議会の議案の参考資料にも書いてあるとおり、昭和49年にスタートいたしました。その後、浴室等大規模改修を行いつつ、余剰金により基金の積み立ても行ってきました。このような財源確保もできているためだと思いますが、平成3年から大規模改修の検討がなされ、平成5年に工事着工、平成6年に全面改修オープンという運びになりました。この全面改修のために、12億7千万円の起債を行ったわけですが、この当時、各市町村の負担金に関する議論があったのか、初めにお聞かせください。

さて、改修をする当時は、基金残高が1億1千万円。うなばら荘の運営における余剰金も3年間は9千万円以上ありました。しかし、平成10年度から施設の利用は減少傾向となり、平成13年度に起債償還が、基金や余剰金では賄えないことが見込まれ、平

成13年度からの各市町村の負担金が決定されました。また、平成23年度にも空調設備の改修のため起債を起し、負担金が決定します。

これらにより、平成26年度、本年度までに米子市で総額4億1千200万円、境港で1億600万、大山町で8千200、伯耆町で5千400、南部町で5千300、日南町で2千700、日野町で2千200、江府町で2千100、日吉津村で2千万円の負担金を納めたこととなります。構成市町村においては、改装オープン当初想定していなかった負担が生じたわけです。この後も利用者は伸び悩み、平成18年度からは、指定管理者制度の導入により、懐柔を図ろうとしたわけですが、その効果は十分に表れていないのが現実ではないでしょうか。

このたびの、うなばら荘のあり方検討会で、課題や問題の洗い出しはなされていますが、これまでの利用者の減少、収入や利益の減少についての総括が不十分であるように思います。管理者としての総括をお聞かせください。

さて、ここまでは過去の話で、次は今後についてお伺いしたいと思います。このたびのあり方についての検討結果報告では、全面改修から19年の経過であり、一部老朽化はみられるものの、施設そのものは利用に十分耐えうるものであり、廃止を選択した場合は建物の解体費用が生ずるなどの理由から、10年間は施設運営を継続するという結論を出しています。

そこで質問ですが、もし廃止を選択した場合、建物の解体撤去費用はいくらぐらいを見込んでいるのかお聞かせください。

さて、報告書では、存続の方針が示されたわけですが、その中で宿泊収入の向上を見込んでいます。では、その方法、根拠をお聞かせください。また、改修修繕工事で、年間2千500万円程度の起債償還で行える工事を見込んでいます。その内容もお聞かせください。

以上で最初の質問を終わり、ご回答をいただいた後に追及質問をさせていただきます。

○**管理者**（野坂康夫） 議長。

○**議長**（渡辺穰爾） 野坂管理者。

○**管理者**（野坂康夫） 私のほうからまず管理者としての総括ということでお答えさせていただきます。

近年、景気低迷、住民の皆さんのライフスタイルの変化、自然災害など様々な要因により、利用者、売上高、ともに減少していることは承知しておりますが、老人休養ホームとして、シニア世代に対し、保健休養の場を提供し、福祉の増進を図るといった目的は果たしてきていると認識しております。

他のご質問につきましては、事務局長から答弁させます。

○**事務局長**（足立信二） 議長。

○**議長**（渡辺穰爾） 足立事務局長。

○**事務局長**（足立信二） その他の項目でございますが、まず、全面改装時の市町村負

担金に関する議論ということでございますが、施設の起債償還につきましては、改築前の施設におきましては、従来、市町村負担金により措置してまいりました。改築事業に係る起債償還につきましては、平成6年7月の正副管理者会議におきまして、当時、うなばら荘基金が1億円以上あることから、余剰金を基金に積み立て、基金から起債へ充当するとの方針が決定されております。

しかしながら、改装オープン後は、平成7年、平成8年度におきましては、盛況でございまして、余剰金による起債償還も可能でございました。その後、景気低迷等の影響もございまして、基金を取り崩して起債の償還に充当せざるを得ない状況となり、平成13年度には基金が底をつく見通しとなったことから、平成11年12月の正副管理者会議におきまして、起債償還の財源確保のため、平成13年度から市町村負担金をいただくという方針になっております。

次に、建物の解体撤去費用についてというご質問ですが、概算で1億2千万円程度を見込んでおります。

それから、宿泊収入の増加の見込みの方法と根拠ということでございますが、平成27年度以降のうなばら荘の収支見込みを検討する中で、利用者全体の増は当然のことながら、お客様1人当たりの単価は宿泊利用のほうが高いということ、また、宿泊利用のほうが利益率が高いということから、宿泊利用を増加させることが重要という検討結果となりました。

そのために、指定管理者の企画、営業努力はもちろんでございますが、報告書にも記載しておりますとおり、すでに設置しております、指定管理者と本組合職員による、うなばら荘連絡協議会において、サービス向上、経営改善、PR活動に取り組むことにより、宿泊収入の増加を見込んでいるところでございます。

次に、改修、修繕工事の内容についてでございますけど、検討委員会における協議の中で、建築関係、電気設備、機械設備の区分に分け、今後10年で必要と考えられる概算の改修工事費を見込んでおります。内容でございますが、建築関係の工事では、外部、内部の塗装工事、内装工事でございます。電気工事では、受変電設備、照明設備などでございます。機械設備工事でございますけど、給湯、温泉などの水回りの設備、それから空調関係でございます。以上でございます。

○議長（渡辺穰爾） 平松議員。

○9番（平松謙治） はい。ありがとうございます。このうなばら荘が当初建てられた目的というのは、老人福祉ということで建てられたということは報告書にもあるとおりで、それで今回質問するにあたって、各市町村の利用者数、これは平成7年から25年まで数字があるところの単純利用者数、宿泊とか別にして、単純に市町村の、各市町村の方がいくら利用されたか、その数字を単純に今回の、このたび償還が終わる起債の償還額で割り戻した場合にですね、高いところでは一人当たり4千800円の負担金を行政、各行政が負担をしている。これはちなみに日南と日野の場合は一人当たり4千70

0円から800円、その償還額として補助しているという表現はおかしいかもしれませんが、一人にそれだけのお金が使われている。これは老人だけじゃないです、利用者全部です。そういった負担の在り方といいますか、老人福祉をやる場合に、このうなばら荘というもので進んでいったわけですが、結果として、一人当たり4千800円とか4千円の補助的などといいますか、利用者一人当たりの償還が必要になっている現況が出てくるんですが、そのへんどのように評価されますでしょうか。

○事務局長（足立信二） はい。

○議長（渡辺穰爾） 足立事務局長。

○事務局長（足立信二） うなばら荘につきましては、本組合の規約により、老人休養ホームとして、老人に対する保健休養の場を提供、福祉の増進を図るという目的で設置された施設でございます。確かにこれまでの起債償還のために市町村負担金をいただいてきた経緯がございますが、今後でございますけど、償還に対する市町村負担金ということがないように努めたいということで、今後につきましては、指定管理者による管理運営で最善を尽くしたいと思っております。

○議長（渡辺穰爾） 平松議員。

○9番（平松謙治） はい。このたびのあり方についての報告の、今後の計画、10年間の計画をした場合でも、結果としてそれが実現しても、日南町で3千500円、日野町で2千700円というような金額が出ます。ちなみにですけれども、日吉津の場合は155円ということになっていますが、日吉津村の場合には、事業団の赤字の補てんであったりとか、またいろいろな福祉の関係で、費用を使ってらっしゃるんで、ちょっと一概には測れないところなんですけれども、かなりの金額、一人当たり一般財源を出している。それならばもっと別の方法もあるんじゃないかなと、まあ、ひとつ、このあり方検討会の総括というか、今後考えるなら一歩立ち止まって、現況どうだったのか、大きな反省点というものをもって今後に進まないといけないと思うところがございます。

そして今後の話についてちょっとお伺いしたいと思うんですが、平成3年ぐらいからのうなばら荘の改装における議論の中で、議会の議論の中です。屋根がステンレスを加工したもので、耐用年数が大変長いということで、西部広域のほうは30年という話をされていましたが、設計をされた方は30年といわず、15年とか20年ぐらいではないかと、その後手がかかるというようなお話をされていましたが、先ほどご説明いただいた今後の改修の中に、屋根というものは、言葉がなかったんですけども、その辺はいかがなものでしょうか。

○事務局長（足立信二） はい。

○議長（渡辺穰爾） 足立事務局長。

○事務局長（足立信二） 屋根の工事につきましては含んでおりません。

○議長（渡辺穰爾） 平松議員。

○9番（平松謙治） それともう一つ質問ですが、改修に、このたびのあり方検討会の

報告書では、改修に必要なもの見込み、これは7年間の中で改修に必要なものというのを算出されてまして、でも実際の起債の償還は10年ということで、なぜ7年で切られたのか、その理由をお聞かせください。

○事務局長（足立信二） はい。

○議長（渡辺穰爾） 足立事務局長。

○事務局長（足立信二） はい。検討委員会は平成24年度から行っておりまして、その中で改修工事の積算にあたり、平成24年度から平成33年度までの10年間を試算しております。うなばら荘起債終了後の27年度以降の必要金額としては、平成24年度から26年度の3年間分を差し引いて7年間分の金額としております。この7年間分の必要な改修が終了しますと、その後3年間を加えましても、7年間分の金額と同額程度となるということで、7年という表現になっているということでございます。

○議長（渡辺穰爾） 平松議員。

○9番（平松謙治） わかるようで、わからないところですけども、それと、報告書のほうでありますけども、今後の市町村の負担金の投入は原則しないという文言がありますけども、これは、たとえば仮に、改修のほうに関しては先ほどご説明いただいたように、年間2千500万円の起債償還で行える範囲のことでやるということでしたけども、仮に、解体撤去というようなことになった場合には、市町村の負担金というのは、今後可能性としてあるものなんでしょうか、お聞かせください。

○事務局長（足立信二） はい。

○議長（渡辺穰爾） 足立事務局長。

○事務局長（足立信二） 現時点では、結論は出しておりませんが、解体撤去という場面が来た場合には、それにつきましては、どういう方法をとるのかということは議論してまいりたいと思います。

○議長（渡辺穰爾） 平松議員。

○9番（平松謙治） はい。ちょっとまとめになっちゃうんですけども、基本的にこのうなばら荘というのは、老人福祉のために作ったもので、それで結果、一般財源、各市町村の一般財源を投入しないといけない現況になった、まあこれは仕方がないと思いますが、その中で、じゃあ、その一般財源が本当に有効に、その金額なりに使われているのかということを見ると、今の時点では、私は使われていないんじゃないかと、試算の範囲では感じております。それで、今後のことにつきましては、また議論がなされることではあると思いますが、くれぐれも一般財源、各市町村なかなか厳しい財政状況の中ですので、負担のないように考えていただきたいのが一点と、本当に、このうなばら荘の福祉目的というところをきっちり持ってやっていただきたい。私が懸念するのは、宿泊を増やしていくというような文言がありましたけれども、実際宿泊を増やすというのは、県外の方、地域外の方になっちゃうのかなと思うんですね。ですから、本当にこのうなばら荘の根本的な目的をもうちょっと見据えて、今後の議論に生かして

いただきたいと思ひます。以上です。

○議長（渡辺穰爾） 以上で、通告による一般質問は終わりました。
ほかにないものと認め、一般質問を終結いたします。

~~~~~

**第5 議案第21号から議案第22号  
（質疑・委員会付託・採決）**

○議長（渡辺穰爾） 次に、日程第5、議案第21号及び議案第22号の2件を一括して議題といたします。

これより、2件に対する質疑に入ります。通告による質疑はございません。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺穰爾） 別にないものと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております2件の議案のうち、議案第21号につきましては、お手元に配布しております付託区分表のとおり、民生環境常任委員会に付託をいたします。  
お諮りいたします。

議案第22号につきましては、7名の委員をもって構成する、決算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺穰爾） ご異議なしと認め、そのように決定しました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任につきましては、組合議会委員会条例第5条第2項の規定により、3番 安達議員、5番 今城議員、7番 遠藤議員、8番 米村議員、12番 青砥議員、13番 細田議員、16番 川上議員、以上7名の議員を指名し、選任いたします。

委員会審査のため暫時休憩いたします。

午後2時25分 休 憩

午後3時35分 再 開

○議長（渡辺穰爾） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、ご報告いたします。先ほど休憩中に、正副委員長の互選が行われました結果、総務消防教育常任委員長に野口議員、副委員長に国頭議員が、また、民生環境常任委員長に、中田議員、副委員長に細田議員が、決算審査特別委員長に、遠藤議員、副委員長に川上議員がそれぞれ決定した旨の届出がありましたので、ご報告いたします。

これより、2件の議案について、各委員会の審査報告を求めます。

はじめに、民生環境常任委員会の審査報告を求めます。中田委員長。

○民生環境常任委員長（中田利幸） 議長。

○議長（渡辺穰爾） 中田委員長。

○民生環境常任委員長（中田利幸）（登壇） 民生環境常任委員会の委員長に選出されました中田でございます。よろしくお願いたします。

それでは、民生環境常任委員会の審査報告をいたします。

当委員会に付託されました議案1件につきまして、先ほど委員会を開き、審査をいたしました結果、起債償還が終了するという事で経営好転が見込まれるものの、管理運営方式や経営改善方法について、これからも検討することについての多数の要望がありましたが、採決の結果、議案第21号、鳥取県西部広域行政管理組合営うなばら荘の指定管理者の指定については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で審査報告を終わります。

○議長（渡辺穰爾） 次に、決算審査特別委員会の審査報告を求めます。遠藤委員長。

○決算審査特別委員長（遠藤 通） 議長。

○議長（渡辺穰爾） 遠藤委員長。

○決算審査特別委員長（遠藤 通）（登壇） 決算審査特別委員会の審査報告をいたします。

平成26年第5回組合議会定例会において、当委員会に付託されました議案第22号、平成25年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計の決算認定について、休憩中に委員会を開き、審査いたしました結果、審査に相当の時間を要するため、閉会中の継続審査にすべきものと決しましたので、以上、報告を終わります。

○議長（渡辺穰爾） 以上で、委員長の報告は終わりました。

それでは、ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺穰爾） 別のないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長**（渡辺穰爾） 別のないものと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第21号、鳥取県西部広域行政管理組合営うなばら荘の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長**（渡辺穰爾） ご異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号、平成25年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計の決算認定についてを議題とします。

決算審査特別委員長からは、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

本件については、委員長の申し出のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長**（渡辺穰爾） ご異議なしと認めます。よって、本件は、閉会中の継続審査にすることにすることに決しました。

~~~~~

閉 会

○議長（渡辺穰爾） 以上で、本定例会に付議された事件は、すべて議了いたしました。

これをもって、平成26年第5回鳥取県西部広域行政管理組合議会定例会を閉会いたします

午後3時39分 閉 会

地方自治法第292条において準用する同法第123条第2項の規定により署名する。

鳥取県西部広域行政管理組合議会議長

同 議員

同 議員